

法務委員会議録 第三号

昭和二十八年六月二十三日(火曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 小林 銜君

理事 齋藤 良作君 理事 佐瀬 昌三君

理事 田嶋 好文君 理事 吉田 安君

理事 細迫 兼光君 理事 花村 四郎君

大橋 武夫君 押谷 宣三君

林 信雄君 福田 喜東君

牧野 寛察君 中村三之丞君

井谷 正吉君 中村 高一君

木下 郁君 佐竹 晴記君

山本 正一君 岡田 春夫君

出席國務大臣 法務大臣 犬養 健君

出席政府委員 國家地方警 齋藤 昇君

察本部長官 岡原 昌男君

検事(刑事局長) 戸田 正直君

検事(人権 擁護局長) 村 教三君

委員外の出席者 専門員 小 貞一君

専門員 小 貞一君

六月二十三日

委員井伊誠一君辭任につき、その補

欠として中村高一君が議長の指名で

委員に選任された。

六月十九日

司法試験法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五六号)

同月二十日

少年法及び少年院法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第五八号)

同月八日

第一類第四号 法務委員会議録第三号

昭和二十八年六月二十三日

旭川地方裁判所名寄支部庁舎新築に  
関する請願(松浦周太郎君紹介)(第  
四六〇号)

同月十三日

戦犯釈放に関する請願(青柳一郎君  
紹介)(第七一三号)

同月十五日

傷害被告事件調査に関する請願(大  
石ヨシエ君紹介)(第八三六号)

同月十七日

本別簡易裁判所及び検察庁昇格に関  
する請願(伊藤輝一君紹介)(第一〇  
八七号)

同月二十日

戸籍及び除かれた戸籍の副本再製費  
国庫補助に関する請願(西村直己君  
紹介)(第一一八三号)

六月二日

戦犯者の釈放に関する陳情書(愛知  
県議會議長江崎富次郎)(第二九号)

同(神戸市生田区下山手通四丁目兵  
庫東経済部内兵庫東戦争受刑者世話  
会岸田幸雄外九名)(第二〇号)

司法保護事業費国庫負担増額に関す  
る陳情書(鹿児島県鹿島町村議會議長  
会長高野季信)(第三二号)

同月八日

戦犯者の釈放に関する陳情書(全国  
都道府県議會議員協議会東京都  
議會議員村上ひで)(第一四〇号)

戸籍事務取扱に関する陳情書(東京  
都杉並区中瀬町百九十三番地青木福  
司)(第一九六号)

同月十日

地方法務局登記課並びに各支局、出  
張所経費の増額配当に関する陳情書  
(岐阜県町村会長今井寛次郎)(第二  
四六号)

旭川地方裁判所名寄支部庁舎改築に  
関する陳情書(旭川地方裁判所名寄  
支部庁舎新築促進期成会会長名寄町  
長鈴木秀吉外二名)(第二四七号)

同(北海道土川郡上土別村長中田熊  
雄外一名)(第二四八号)

同(北海道土川郡朝日村長織戸三松  
外一名)(第二四九号)

同(北海道土川郡朝日村長田中啓太  
郎一名)(第二五〇号)

同(北海道土川郡名寄村長古市新太  
郎外一名)(第二五一号)

同(北海道土川郡下川町長宮地誠次  
外一名)(第二五二号)

同(北海道中川郡智恵文村長山本政  
平外一名)(第二五三三号)

同(北海道中川郡美深町長西尾六七  
外一名)(第二五四号)

同(北海道中川郡常盤村長渡辺順一  
外一名)(第二五五号)

同(北海道中川郡中川村長齋藤吉平  
外一名)(第二五六号)

同(北海道土川郡温根別村長七条成  
良外一名)(第二五八号)

同(北海道土川郡剣淵村長保喜千代  
松外一名)(第二五九号)

同(北海道土川郡和寒村長南雲源一  
郎外一名)(第二六〇号)

弟子屈町に区検察庁並びに簡易裁判  
所等設置の陳情書(北海道川上郡弟  
子屈町長佐藤惣五郎)(第三五〇号)

戸籍副本等の再製費全額国庫負担に  
関する陳情書(一宮市長伊藤一)(第  
四〇〇号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

小委員会設置に関する件

司法試験法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第五六号)

少年法及び少年院法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出第五八号)

人権擁護に関する件

○小林委員長 これより会議を開きま  
す。

司法試験法の一部を改正する法律案  
及び少年法及び少年院法の一部を改正  
する法律案、以上二案を一括議題とい  
たします。順次政府より趣旨説明を聴  
取いたします。犬養法務大臣。

少年法及び少年院法の一部を改正  
する法律案

正する法律

第一条 少年法(昭和二十三年法律  
第六十八号)の一部を次のように  
改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

第十七條の二 家庭裁判所は、前条  
第十七條の二の措置をとつた場合  
において、直ちに少年鑑別所に収

容することが著しく困難であると  
認める事情があるときは、決定を  
もつて、少年を仮に最寄の少年院  
又は拘留監(監獄法(明治四十  
一年法律第二十八号)第一条第三項  
の規定により代用されるものを含  
まない。)の特に区別した場所に  
収容することができる。但し、そ  
の期間は、収容したときから七十  
二時間を超えることはできない。

2 前項の規定による収容の期間  
は、これを前条第一項第二号の措  
置により少年鑑別所に収容した期  
間とみなし、同条第三項の期間  
は、少年院又は拘留監に収容した  
日から、これを起算する。

3 裁判官が第四十三條第一項の請  
求のあつた事件につき、第一項の  
収容をした場合において、事件が  
家庭裁判所に送致されたときは、  
その収容は、これを第一項の規定  
による収容とみなす。

第二十六條第一項及び第二項中  
「第十七條第一項第二号」の下に  
「第十七條の二第一項」を加え  
る。

第二条 少年院法(昭和二十三年法  
律第六十九号)の一部を次のよう  
に改正する。

第二條第六項に次の但書を加える。  
但し、医療少年院については、男  
女を分離する施設がある場合は、  
この限りでない。

第十七條の二を第十七條の三とし、  
以下第十七條の四まで順次一条ずつ

同月二十二日

繰り下げ、第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 少年院又は少年鑑別所に収容中の者を同行する場合において、やむを得ない事由が生じたときは、少年院に収容中の者については最寄の少年鑑別所又は拘留監(監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第一条第三項の規定により代用されるものを含む。以下同じ。)の特に区別した場所、少年鑑別所に収容中の者については最寄の少年院又は拘留監の特に区別した場所に、仮にこれを収容することができる。

第二十一条を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。  
2 この法律の施行の際、現に少年院法第二十一条第一項の規定により少年鑑別所に充てられた少年院又は拘留監の特に区別した場所に収容されている者については、この法律の施行の際、少年院法第十七条の二の規定による決定があつたものとみなす。

司法試験法の一部を改正する法律案

法律

司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。  
第六条第一項各号を次のように改める。

一 憲法  
二 民法  
三 商法

四 刑法  
五 民事訴訟法  
六 刑事訴訟法  
七 左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目  
行政法  
破産法  
労働法  
国際私法  
刑事政策

第六条第二項中「民法、」の下に「商法、」を加え、「五科目」を「六科目」に改める。  
第十一条第一項中「二百円」を「五百円」に、「五百円」を「千円」に改める。  
第十三条第二項中「弁護士会」を「日本弁護士連合会」に改める。  
附則第四項中「第六条」を「第六條第一項及び第二項」に、「憲法並びに民法及び刑法のうち一科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち一科目」を「左の四科目」に改め、同項に次の各号を加える。

一 憲法  
二 刑法  
三 民法及び商法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目  
四 民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

附則  
この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

○犬養国務大臣

ただいま上程に相なりました司法試験法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

本案は前国会に提案したものとまったく同じ内容のものでありまして、大別して三つの事項をその内容としたしておりますのでありまして、その第一は、司法試験第二次試験の試験科目の調整、第二は、受験手数料の増額、第三は、弁護士法との関係の法文の整理であります。

まず第一の点から御説明いたします。御承知のように、昭和二十四年五月第五回国会において、旧高等試験令にかえて司法試験法が制定施行せられました。以来、逐年受験者の増加を見まして、昭和二十七年第二次試験においては約五千五百人が受験し、本年度においては、受験願書提出者数六千人に達するような状況と相なつております。御承知のとおり、多数の法律学徒がこの試験を目標に研鑽に努めておりますことは、国家のため喜びにたえないところであります。しかしながらこれら受験者のうち第二次試験選択科目として商法を選択する者の数はその半数に満たないありさまであります。司法試験に合格して司法修習生を経て裁判官、検察官、弁護士となつた場合に、刑法、民法、訴訟法とともにその必要性を認められる商法の学識において著しく欠ける者が多く、過去四年間の実績を検討した結果、第二次試験の試験科目の調整をはかるため、第六條第一項及び第二項を改正して、従来の必須科目に現在選択科目とされておりました商法を加えることとしたのであります。従ひまして試験科目の数は現行通り七科目でありますけれども、そのうち六科目が必須科目となり、一科目が選択科目ということになりますので、受験者にとりまして若干

の負担が加重せられることになりまして、裁判官、検察官、弁護士の取扱いの事件のうち、商事関係事件の占める割合等を考えますと、この措置は必要やむを得ないものがあると考えるのでございまして。

また第六條第一項及び第二項の改正に関連いたしまして、附則第四項を改正して高等試験行政科試験に合格している者に対しても、試験科目を整理し、憲法、刑法並びに民法及び商法のうち、受験者のあらかじめ選択する一科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち、受験者のあらかじめ選択する一科目、合計四科目を受験せしむることとしたのであります。

次に第二の点でございますが、司法試験受験手数料は現在第一次試験が二百円、第二次試験が五百円となつております。昭和二十四年司法試験法制定当時の物価事情と今日のそれとを比較いたしますと、各位十分御承知の通り、諸物価は著しく上昇いたしております。各種国家試験たとえば公認会計士試験、弁理士試験及び税理士試験、医師国家試験及び薬剤師国家試験等においても物価事情に対応して受験手数料を五百円ないし千円といたしておりますので、第十一条第一項を改正して第一次試験を五百円に、第二次試験を千円に改めることとしたのであります。

第三は、第十三條第二項中「弁護士会」を「日本弁護士連合会」に改めたこととありますが、これは司法試験法が制定せられました後に弁護士法が改正せられましたので、この際両法の関係を整理することといたしたものでございまして。

なおこの改正案は、本年度の試験がすでに第一次試験を終り、第二次試験の実施段階に至つております関係上、明年度施行の試験から適用することといたしております。

以上大略でございますが、提案の理由を説明いたしました次第であります。何とぞ慎重御審議のほどをお願いいたします。

次にただいま上程になりました少年院法及び少年院法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

この法律案は、少年院法第二十一条の規定による代用少年鑑別所、代用特別少年院等の特例的措置が、本年七月三十一日までで廃止されることになつておりますので、これに伴う立法上必要な措置をとらうとしたものであります。その趣旨及び内容におきまして、さきに第十五回特別国会に提出され審議未了になりましたものと同一ものでございまして。

まず、少年院の一部改正について申し上げますと、この八月一日から家庭裁判所が保護の措置をとつた少年を収容する所は、本来の少年鑑別所だけとなるのであります。少年鑑別所の所在地からかなり離れた所にある多くの家庭裁判所支部の事件について、家庭裁判所が少年鑑別所送致の保護措置をとつた場合において、交通事情等の理由から、ただちに少年鑑別所に収容することが不可能であるか、または著しく困難である場合が少なからず生ずるものと考えられるのでありまして、かような場合に、家庭裁判所が決定をもつて、少年をよりの少年院または拘留監の特に区別した場所に一時、かり

に収容する措置をとることができるといいたしたのであります。しかしながらその仮収容の期間につきましては、鑑別少年の性格にかんがみまして、少年院または拘留所に収容したときから七十二時間を越えてはならないものとして制限し、かつ本人の利益のために、この期間を鑑護の措置によつて少年鑑別所に収容した期間として計算するものとしておるのであります。

なおこれに関連して、第二十六条を改めて、この仮収容の決定の執行に關する規定を置くこととした次第であります。その他附則中に、この改正に伴う経過措置として、この一部改正法律の施行前に鑑護の措置を受けて少年院または拘留所に収容されている少年であつて、少年鑑別所へ移送するといふものがない者をこの仮収容の措置をとられた者とみなす旨の規定を置いておるのであります。

次に、少年院法の一部改正について申し上げたいと思つて、この改正の要旨は、医療少年院について、男女を分離する施設がある場合には、必ずしも男女の別に從つて設ける必要がないものとする、及び少年院に収容中の者を移送等のため同行し、または少年鑑別所に収容中の者を審判等のため同行する場合において、やむを得ない事由があるときは、これをもよりの少年鑑別所もしくは少年院または拘留監の特に区別した場所にそれらよりかりに収容することができるものとするとの二点であります。

その第一点の医療少年院の施設のことにつきましては、御承知の通り現在少年院は、少年院法第二条第六項の規定によりまして、男女の別に從つて設

けることになつておりますが、医療少年院につきましては、その施設が十分でないため、同法第二十一条第三項の規定により、この七月三十一日までの特例的措置として、男子の医療少年院の一部を特に区別して女子とあわせて収容することができるとされておるのであります。従来、医療少年院につきましては、従来の經驗に徴しますると、男女別にそれら獨立の施設を設ける必要も少く、かつ同一施設内であつても男女を分離することができれば十分であると考えられるのであります。従つてこの際、医療少年院については、男女を分離して収容する施設がある場合は、必ずしも男女の別に從つて別々に設置する必要がないものとしたのであります。

第二点の少年院または少年鑑別所に収容中の者の仮収容のことにつきましては、この八月一日から、家庭裁判所支部係属事件の少年で現在代用少年鑑別所に収容されているような者も、すべて本来の少年鑑別所に収容されることとなるのであります。家庭裁判所の支部は、おおむね少年鑑別所の所在地からは遠隔の地にありますので、審判等のため少年を家庭裁判所支部に同行した際、交通事情その他のため、その日のうちに歸つて来ることができない等のやむを得ない事情が生ずることもあるものと考えられるのであります。これらの場合に、これをもよりの少年院または拘留監の特に区別した場合に一時かりに宿泊させることができ

るようになるとともに、また少年院に収容中の者の移送の場合につきましては、やはり同様のことと考えられますので、この際少年鑑別所に収容中の者

についてと同様な措置をとり得るようにする旨の規定を置いたのであります。その他八月一日からその効力がな

るようになります。以上がこの法律案の提案の理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望申し上げます。○小林委員長 これにて趣旨説明は終了しました。なおこれら二案に關する質疑は後日に譲ることといたします。

○小林委員長 小委員会設置に關する件についてお諮りをいたします。すなわち本委員会におきまして、かねてより調査検討を続けて参りました接収不動産の賃借權に關する事項、並びに交通輸送犯罪に關する事項につきまして小委員会を設置し、その調査立法化に當りたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小林委員長 御異議なしと認めます。各事項につきまして、それら接収不動産に關する小委員会、並びに鉄道犯罪に關する小委員会を設置することに決定いたします。

次にただいま設置するに決定いたしました各小委員会の小委員の選任についてお諮りいたします。先例に從いまして、各小委員はこれを委員長において御指名いたすことに御異議はありませんか。

○小林委員長 御異議なしと認めます。委員長において御指名いたします。接収不動産に關する小委員には

大橋 武夫君 田嶋 好文君  
星島 二郎君 三木 武夫君  
吉田 安君 猪俣 浩三君  
木下 郁君 花村 四郎君  
鍛冶 良作君 佐瀬 昌三君  
林 信雄君 中村三之丞君  
吉田 安君 猪俣 浩三君  
木下 郁君 花村 四郎君  
それらを加えまして、以上九名をそれぞれ御指名いたします。

○小林委員長 人権擁護に關する件について調査を進めます。發言の通告があります。これより順次これを許します。佐瀬昌三君

○佐瀬委員 最近選挙違反その他諸種の刑事事件の捜査の過程におきまして、当局者に人権蹂躪の行為があるのではないかと申す方が社会に相当

他整備のために国会としても相当真剣に考えなければならぬのであります。しかしながらそれにはまずもつて、その権力機關が國を害するものではないは治安を害するものに備へるものでなければならぬ。その本質的な使命、機能に反して無辜の國民に向けられるということになりますと、おのずからこれらに対する考え方もまたかわらざるを得ないのであります。

また次に、人権蹂躪ということそれ自体は、いわば民主主義政治の確立の上から見ましても断固排撃すべきものであり、國民の生命と自由ということでは、民主主義精神の根本に照らしまして、その基本的人権を尊重し、これを保全しなければならぬのであります。またこれらの点から考えまして、最近刑事訴訟法あるいは警察法の改正という問題があるものであります。これに備へるためにも、国会としては以上申し上げました点がかつていふことが、これらわかれておるかというところが、これらの法案に対する審議上きわめて重要な参考資料となるのであります。

以上申し上げましたような理由のもとに、今日人権蹂躪問題がいかように相なつておるか、以下私はごく概括的に当局にお伺いをしておきたい、かように考えるのであります。

まず第一に、人権擁護のために特に画期的な機構として法務省に設置せられております人権擁護局の戸田政府委員にただしておきたいのであります。この擁護局が設置されて以来、一人権擁護のためにいかような實際活動がされて今日に及んでおるかということに対する一般的な説明を簡明にしていただきたいと思います。

○戸田政府委員 お答えいたします。御承知のように人権擁護局がたゞいまの法務省に設置されましたのは昭和二十七年二月十五日でありまして、爾後五年有余を経過いたしました。人権擁護局の今までの活動状況を簡単に申し上げますと、一つは人権侵害事件の調査処理、いま一つは人権擁護思想の啓蒙活動、この二つに重点を置いております。それからいま一つは、人権擁護委員制度の運営でございます。以上が人権擁護局がいたしております活動状況のおもなものでございます。

人権擁護局が設置されました当初は、全国で人権擁護、人権侵害事件を受理いたしましたのは四十八件でありました。それが逐年増加いたしました。昭和二十七年つまり昨年度におきましては二万件を少し越えたと思っております。後ほどまた詳細な数字を申し上げますが、大体二万件を越えております。これは人権侵害の事実が実質的に多くなつたのかどうか、これはいろいろの見方によりまして考えられるのであります。私どもの考え方としては、人権思想というものが相当普及せられ、そのために従来泣き入りしておつた人たちが、自分たちの人権を擁護してもらうというふうなことで、委員会あるいはその下部組織である地方方法務局あるいは人権擁護委員に申し出るというふうなことが、数の上で非常に多くなつた原因であるというふうに思っています。

学校講演会、それから座談会、人権相談所の開設、あるいはメンフレット、リーフレット等の資料の配布というふうなことをいたして参りました。一例を申し上げますと、昨年の十二月十日の、御承知の世界人権宣言の一週間の週間行事だけを上げても、全国で一千四百回という数に及んでおります。従つて年間における啓蒙活動は、全国ではかなりの数に上つておる。かような活動をいたしまして、全国的な啓蒙活動をいたしております。しかしながらこの啓蒙活動は非常に困難な仕事でありまして、たとえ講演会に聞か、ある程度承知された方が来られるというか、ある程度承知された方が来られる。いろいろ啓蒙活動をいたしまして、ぜひ聞いてもらいたいというふうな人は、農村等においては、朝暗いうちから夜暗くまで働いておつて、新聞もろく／＼見ない。またラジオを聞いているひまもない。従つて講演会にも来られない、座談会にも出て来ないというふうなことで、全国津々浦々にまで徹底させることは容易なことではありませぬ。今後やはり相当の期間を要すると思つて、とにかくさうなことで相当の活動をいたして参ります。それから人権擁護委員も、当初は百五十名でございましたが、たゞいまでは大体三千七百名を越えておるというふうな状況になつております。その人権擁護委員は、各県に連合会を組織して、法務局の支局ごと二百九十四の人権擁護委員協議会というものを組織し、さらに全国的な全国連合会というものを中央に置きまして、人権擁護委員各自の連絡調整をはかつて活動を

いたしておる状態でございます。以上簡単であります。大体御説明申し上げました。

○佐瀬委員 人権擁護局で最近二万数千件も受理をしたというお話のようでございますが、そのうちで、調査された結果、事実として人権蹂躪の確認されたという件数が大よそどのくらいあるか、その点を伺つておきたいと思つてます。

○戸田政府委員 ちよつとその前に簡単に受理並びに処理についての御説明をいたしておきたいと思つてます。人権擁護局が事件を受理いたします方法といたしましては、本人あるいは関係者からの申告によつて受理する場合、それから情報提供の通知、これは新聞、ラジオ等その他情報によつて認知して事件を実検するというような場合、それから人権擁護委員からの通報による場合、関係官庁からの通報、あるいは移送されて来るというふうな場合が、事件を受けます大体の方法であります。これに對しまして、事件を調査し、処理いたすというふうな方法をとつております。

で処理しました大体の数を申し上げますと、ちよつと表がこまかくなつておりますが、お許し願いたいと思つてます。特別公務員、これが人権擁護のうちで一番問題の事件ですが、特別公務員、主として警察官の職権濫用等の事件が、新受が五百九十七件、旧受が二百四十六件であります。これらの処理の内訳は、勧告五十五件、示談十四件、非該當百九十四件、不問百五十三件、この不問について申し上げますと、私の方で申し上げますと、不問と非該當を混同いたしやすく困つておりますが、不問というのは、検察庁で申しますれば、起訴猶予程度のものと御了解願えれば結構だと思つてます。大体ある程度の事実は認めるが、あえて勧告までしなくともいいのじやなからうかというふうな事件が不問処理でございます。それから中止九十一件、移送三十八件、その他百六件、未済百九十二件となっております。

それから一般公務員の事件は全部で二百五十五件、処理の内訳は、勧告二十四件、指示三十件、示談十一件、非該當四十七件、不問六十件、中止十八件、この中止につきましては、ちよつと申し上げたいと思つてますが、この中止は、検察庁等が事件の捜査を始め、また処理したというふうなことで、あえて私の方からこれ以上する必要がないというので中止するといふものであります。その一般公務員の中止が十八件、移送十一件、その他四、未済五十、大体さうなことであります。その他人権擁護局としていたしておりますものは、集団暴力行為、単独暴力行為、不法監禁、リンチ、人身売買、

強制圧迫、村八分あるいは差別待遇、生活権の侵害、居住権の侵害、参政権の侵害、名誉、信用業務等の侵害、不当解雇、業務過失による侵害というふうなものがその後の大半を占めております。

○佐瀬委員 それらの受理調査件数のうちで、最も悪質な人権蹂躪といわれるものについて、勧告あるいは検察当局の捜査に移して中止されたという、中止処分が付したものが結果的にどう処理されたか、いずれこれは検察当局の捜査活動が開始されたと思つておられますが、そういうものについての結果がもしわかつておれば、簡単にここで報告していただきたいと思います。

○戸田政府委員 たゞいま少し言葉が足りませぬでしたが、中止の中にはいろいろの事情から調査不能というふうな場合もまじつておりますので御了承願ひます。今の中止いたしました、たとえば検察庁で捜査を開始したというふうなことで中止したような事件が相当ありますが、その結果がどうなつたかはたゞいま資料を持ち合せてお参りするので、後ほどまた調べて御報告申し上げます。

○齋藤(昇)政府委員 私の方といたしましては、警察官はむしろ人権を保護すべき一つの機関でありますから、人権を蹂躪するということがあらうてはまづたくその職責にも反するわけでありませう。また人権尊重の趣旨からも警察官として最も心得なければならぬ事柄としてふだんから教養なり監督をいたしておるのであります。時たまきよなもの起りますること、まことに申訳のない次第であります。十分調査をいたしましてそれら、処分をいたしておりますが、ただいまその統計は持ち合せておりませんが、後刻調べまして御報告を申し上げます。

先ほど戸田政府委員の申されました五百九十七件は、特別公務員全体の数字と了承いたしました。この中に警察官が取上げられたものが相当あると思っておりますが、これらの警察官の数字等も調べまして、その内容を統計にいたしましてお知らせ申し上げたいと思っております。

○佐瀬委員 警察官の中には国家警察及び自治警察があるわけでありませうが、そのいずれに人権蹂躪の問題が比較的多く出ているかということ、国警長官の立場から、これはごく大量観察でけっこうであります。一言御報告を願いたいと思っております。

○齋藤(昇)政府委員 これはむしろ第三者の政府委員からの大量観察が適当ではないかと思っております。ただ国家地方警察の方が人権蹂躪が多いであらうという感じは私はいたしておりませう。

○佐瀬委員 これは警察署あるいは警察職員の数でそれら違うのであ

りますから、人権蹂躪の案件を比例的に見なければ正確な観察はできないわけでありませう。ただ私どものことで一番問題としなければならぬ点は、国警と自治警の機構、権限なり運営の相違に基いて、それが人権蹂躪の事実にかんする影響があるかということを探索いたしたために、今申し上げたような点がきわめて重要でないかと考へるので、これは後刻でもけっこうであります。国家警察の立場から一応調査された資料を御提出願いたいと思

次に、これはあるいは岡原刑事局長なり戸田人権擁護局長からお伺いした方がいいかと思つて、特に昨年度と本年度においては選挙事犯の捜査を中心に、その他の刑事事件に関連して、いわゆる被疑者あるいは被告人、中には参考人というふうな立場にある者に、人権蹂躪の結果と疑われるような自殺行為が相当あつた、こう新聞その他には伝えられておるのであります。この点について当局者として調査された関係があるならば、それをこ

で伺つておきたいと思つてお

○岡原政府委員 昨年の十月の選挙並びに今回の選挙に関連いたしました若千の自殺者を出しましたことは、私どもたいへん遺憾に存じておる次第でございます。実はその点を、私どもも浦和の事件を契機といたしまして非常に慎重に調査いたしました。その結果判明いたしましたところにより、目下詳細な事情がわかつておりませう。今回の選挙において五名のものでございます。この点につきま

は、別に各委員のお手元に一覧表的に事実を要約したものを配りいたして

おきました。その原因につきましましては、大体調査した結果によりませうと各事案々々によつて若干は色合いが違ふやうでございます。ただ一般的に申しますれば、比較的淳朴な農山村あるいは地方の中小都市、そういうふうな一つの雰囲気を持つた人たちが初めて警察の取調べを受けたということで、元来割合に小心であつた人が一つの強い打撃を受けた、ショックを受けたということから精神的な異常状態に陥つたというのが一つの原因であるかと存じます。なおそれに加えまして選挙違反の性質上、一人の自供が他の関係者及びまして、結局自分がしやべつたためにほかの候補者を見るということになりませう。自分のやつた犯罪行為といつたやうなことだけのみならず、そのために人までこの事件の中に巻き込んだ、迷惑を及ぼしたというふうな自責の念にかられる場合も非常に多いやうでございます。さらに考えられますのは、さうな一つの伝統的な古からの慣習、中小都市におけるかような違反者に対する冷たい目、あるいは選挙された者に対してつまはじきをするといつたやうなことが、本人に非常に大きな心の圧迫となりまして、それらこれらで結局平素では考えられないやうな一つの心理状態に陥つて、不測の事態に立ち至つたというやうなことに、概括いたしますれば申し上げ得ると思つてございませう。私どももいたしまして、最も懸念いたしましたのは、捜査当局におけるたゞいま御質問のやうな人権蹂躪的な、調べの非常に苛酷な点がないだらうかということを中心いたしました。この点に関連いたしまして、各地に詳細な照会を

いたしまして、今回の選挙に際し、何らかの点からでもいかに、人権蹂躪とかいつたやうな批難の声を聞かないかということを中心として調査したのでございませう。ただいま申し上げました自殺の事件についても、おおむね調べの点については人権蹂躪的なものはない。それからそのほかの事件につきましても弁護人との接見の指定、接見の場所、時間の指定でございますが、刑事訴訟法第三十九条三項の関係で、若干の問題のあつた地方はございませうが、その他一般的に取調べの内容については一般からの訴えというものはなかつたというふうな調査が参つておるのでございませう。それはともかくいたしまして、これらの事件は捜査機関の取調べが契機となつて発生したことに間違いはございませう。さうなことにございませう。私ども捜査に關与する者といつたしましては、こといやくも選挙事犯のやうな犯罪に関連してさうな多数の被害者と申しますか、自殺者を出すということとは国民に対してまことに申訳ない次第でございまして、さうな点につきましましては、取調べの際に、また身柄の拘束の前後、釈放のときの心構え等についても、検察庁の職員に対して指示、訓示いたしたやうな次第でございませう。詳細は先ほどお手元に配りました資料によつて御承知願いたいのでございませう。

○佐瀬委員 自殺の原因またそれに対する捜査当局の職権濫用の有無というやうな具体的な問題は、私ここで今は別に取上げないのであります。自殺行為のあるいは直接の動機あるいは誘因的な作用をなしたか、それいつたやうな意味において私どもが刑事訴訟法

の上において願ふしなければならぬ問題がさしあたり二つあるものであります。それは逮捕状の濫発問題、それから証拠に関する自白尊重主義、この二点がこの問題にきわめて重大な関連性がある、かように私は断ぜざるを得ないのであります。まず逮捕状の濫発問題であります。これについては特に選挙違反のやうな捜査の対象になる者が相当な社会的地位をもつておられるのに対しては、いわば逃亡とか住所不定とかいふやうな理由に基く逮捕はできないわけでありませう。ところが何もかも逮捕するといふやうな一つの習性も申しましてさういふことが捜査当局にあるのではなからうか、かように想像される節が多々あるのであります。同時に改正訴訟法で、逮捕状は警察職員もこれを請求することができ、従つて検事とは別個の立場から警察官もその固有の権限に基いて逮捕状を請求し、それに基づいて捜査ができるというところで、旧刑事訴訟法のごとく、その間に検事がそれに対して指揮をするとか、あるいは責任を持つという制度になつていない。そこにまた逮捕状の濫発という弊害が起るのでないか、これは警察法と刑事訴訟法との相関関係において私どもは相当重視しなければならぬ問題であります。この点についてあるいは国警長官または岡原刑事局長あたりのいわば一つの御意見をこの際明らかにしておきたいと思つてお

○岡原政府委員 ただいま御質問の逮捕状の発付の問題につきましては、実は私どももいろいろ心配をしておる点でございます。たしか前々国会におき

五





ますが、それは刑事訴訟法百九十三条で、検事は捜査にあつて警察官に対して一般的な指示または場合によつては一般的な指揮をすることができるとあつて、これは警察官と検事の捜査の上において連絡のできる唯一の根拠であります。これがもし善用されれば捜査の上においてそういうた弊害も予防ができ、また捜査の成績も適正にあげることができると私は考えるのであります。この点について実際はいかやうに運営されておるか、この点を政府委員に伺つてみたいと思ひます。

○岡原政府委員 刑事訴訟法百九十三条の運用につきましては、率直に申しまして国警側と若干法律の解釈について意見を異にしておられます。ただこの百九十三条と申しますのは、たゞいま御指摘のように検察庁と警察側とがいかにか捜査目的を達成し捜査を適正にするか、その公訴が完全に遂行し得るようにするかという点を中心に立案されておるものでございませぬ。従つて私どもはただこの条文を捜査から公判に行く一つの過程において、それが多岐にわたらないように、つまり検事の目で事件を見れば、この種の事件はかような公判の結果を見なければいかぬ、この種の事件の法律的な見解はこういうことであるから、これはこういうふうな捜査をしなければいかぬ、また捜査が各地にわたる場合にはその間に統一的なつながりがなければいかぬといつたようなことについて、検察官の立場から一つの規制を与える、それだけの意味であるかと存じておられます。国警側の御意見によりまして、捜査といふことが独自のものであるかのように述べられたこともあつたやに聞いてお

るのであります。公訴を前提とせず、つまりこの事件の起訴不起訴を決することを前提としない捜査というものはあり得ないことではあります。この百九十三条につきましては、ただそれだけの趣旨である、かように理解しておるのでございませぬ。これの実際の問題につきましては、最初検察官の書式例というものが出来まして、全国の警察官がそれによつてやつておるのでございませぬ。その根拠がこの百九十三条であつたのであります。その他各地検ごとにそれ／＼の各地検の事情に依りまして、いわゆる微罪不起訴と申しますか、これからのこまかい事件は微罪として取扱つてよろしいといふことの一般的な指示をしておるところがございませぬ。なお先般御承知の破壊活動防止法の国会の審議の状況にかんがみまして、この法律の取扱いがいやが上にも慎重であることを必要とするという立場からいたしまして、これを着手裏事件といたしました。その関係上、その着手にあつては検察庁の指揮を仰いでやるようにという手続をとりました。この百九十三条にのつとつたわけでございます。理論的な問題といたしましては、さういふ若干の意見の食い違いはありますが、具体的な問題としてはさう大して問題はなないのでございませぬ。

○齋藤(昇)政府委員 ただいま岡原政府委員から大体のお答えがありました。通りであります。この百九十三条につきまして解釈上は私は大した違いはないと考へておられます。いわゆる公訴を執行するために捜査がこういうふうな適正でなければならぬといふ指示は、この百九十三条において準則とし

ての指示は示さるべきものであり、また公訴の上から捜査はかく／＼でなければならぬといふことをいへる／＼指示してやらうと私は非常にけつこつだ、かように考へておられます。ただ問題は一般的な指示だと称して、個々の事件の捜査について検事がその捜査の主導権をとつて、警察の捜査を、あるいは押えたり、あるいは特にあることを命じたり、これはこの百九十三条の二項、三項等においてさういふことをなし得る場合がおりますが、その場合でないにもかかわらずやるといふことは、これはこの新刑訴の精神でありませぬ。警察は警察独自の立場から捜査をする、検察はまた検察の立場から捜査をするべきときには捜査をする。警察の捜査で足りないところは検察がやるというところはよろしいが、検事の指揮下に個々の捜査が行われるといふことは、新刑訴の精神ではなからうと思ひます。このことは捜査の公正、それからまた人権の保障といふことがかえつてあぶなくされるおそれがあるといふので、その点は運用において若干問題を起したこともあつたのであります。ただいま説明がありました破壊法の施行につきましても、慎重にやらなければならぬこととも思ひます。しかかもこれは全国的に連帯をいたしますので、警察と検事はこの百九十三条によつて事前に話し合つて密接に協力をし

てやる。また全国的な面も警察は警察として全国的に連絡をとり、検察は検察として全国的に連絡をとられて、両者がお互いに協力してやるということにはむろん何の異存もありませんし、現実にはさうしておるのであります。が、個々の事件に着手するときには

状を請求するときには一々検事の承認を受けるということになりますと、警察の監督者の責任といふことを抜きにして、検事が警察官個々の者を自分の指揮下に入れて、検事の意図のままに捜査が行われるといふことは、これは場合によれば捜査が検事の専断と申しますか、思ひます。いい意味の思ひます。捜査はけつこつでありませぬが、もし間違つた場合には捜査の不公平といふことにもなりませぬし、また人権尊重にも欠ける。警察と検察は捜査の段階では原則的には互いにチェックアンド・バランスであり、そうでなくとも警察の捜査は結局検事の手に

おいて起訴をされなければ用をなさないのであります。警察の捜査が不起訴に終つたといふことは警察にとつて不名誉なことでありませぬから、現在のまにまに、さういふ意味においては十分連絡がとられ、また現にとつておる、それでよろしいのではないかと。それを個々の事件にまで、警察が調べなければならぬと思ひます。検事がチェックをする、あるいは警察がこれは犯罪にはならぬと思ひます。検事がこれをお調べになるのはよろしいが、しいて警察に指示権を發動して捜査をさせられるといふことは、これは先ほど申します原則を破るのみならず、警察の監督者の責任を全うできない、かように考へます。その点は若干意見を異にしておられます。

○佐瀬委員 刑事訴訟法百九十三条は、実に新しい警察及び検察のそれだけの性格とあり方の相違に基いたしたかともそれを調整しようとする努力の規定であります。検事総長と国警長官の間にもこの条文を中心に意見の相違が展

開されたこともかねて承知しておりますが、要は捜査の機能を十分に達成し、また一方においては人権保障の実をあげるためにも、私は今後両当局者において十分この法の精神を生かして運営にあやまらぬやうなことを期待する次第であります。

そこでひとつ考へてみたいのは、かつては司法警察職務規程といつたようなものが制定されましたが、今申し上げましたような点を顧慮された時代があるものであります。私は司法警察の独立と申しませぬが、あるいは検察官にこれを従属させるとか、さういふ司法警察制度に関する問題と同時に、さういふ職務規程といふようなもの制定といふことが、この際一応問題として取上げられてもいいのではないかと考へるのであります。これに對する警察法の改正、これは首都警察とか、自治警をいかにするかといふ問題もあるやうであります。警察制度の改革といふ問題の一環として、これに對する犬養法務大臣の御意見を承つておきたいと思ひます。

○犬養國務大臣 ただいま刑事局長や国警長官が御説明いたしました中に、御推察がありましたように、実際は第一線の警察官と検事の間では、警察官がいくら事件を摘発して逮捕いたしましたとしても、これが公訴の実効が全うできない、ときに何にもなりませんので、第一線はおおむね協議してやつておられるに思ひますが、ただアイデアオロギーとしてどう解釈するかといふことになりませぬ、ただいま両者より説明いたしましたように、若干の解釈の食い違いがございませぬ。この調整を私どもは今やつておまして、大体田満安妥結に至

と思つております。この問題を解決  
しましたら、今仰せの問題を検討して  
みたいと思ひます。この問題が円満に  
解決しない前に、司法警察官の職務規  
範の問題で、私が率直な意見をまだ申  
し上げにくい段階でありますので、い  
ましばらく御猶予願ひたいと思ひま  
す。しかし御趣旨は十分に私心中でわ  
かつております。

○佐瀬委員 時間もあまりありません  
ので、私は最後に一、二点犬養法務大臣  
にお伺ひしておきたいのであります。  
警察の所管大臣としての御資格にお  
いせ、御答弁賜りたいと思ひます  
が、以上のような点を含めて、警察法の  
改正といふことをいかに考へてお  
なつておられるかといふことをまず承  
つておきたいと思ひます。

○犬養國務大臣 御承知のように、前  
国会において警察法の改正案を提出し  
たしまして御審議願つたのであります  
が、事柄の重大にかんがみまして、もう  
一度再検討をいたしております。かた  
がたごく率直に申し上げますならば、  
現在の政界の情勢もあれ以後變動を来  
してきておりました、さらに率直に申せば、  
与党自由党以外の人々の考へ方も、従  
来よりもつと虚心坦懐、謙虚な気持  
で検討し、ある部分は取入れる必要の  
ある情勢にありますが、従来のごと  
にこだわらず、謙虚な気持で再検討い  
たしておるといふ時期になつておる次  
第であります。しかし長くはつて置け  
ない問題でありますし、国内の治安情  
勢も前よりゆるんでおるとは申し上げ  
にくいのであります、できる限り早  
くこの結論を得たいと思つておる次第  
でございます。

○佐瀬委員 次に、人権蹂躪問題に対  
する所管大臣としていかようにこれを  
お考へになつておるか、また捜査当局  
に対してこの人権尊重のためにいかよ  
うな指示、指導をなさつておるか、こ  
の点を承つておきたいと思ひます。  
○犬養國務大臣 冒頭に申し上げたい  
と思ひますが、このたびの総選挙に際  
しまして、五名の方が直接間接関連  
した事情によつて自殺をしたといふこ  
とは重大なことでありまして、国民に  
対しても相済まぬことと思つておりま  
す。自殺者まで出た問題について、は  
たして人権の蹂躪があつたかどうか、  
さつそく人権擁護局にも命じまして、  
詳細な、かつ一度でなく、繰返しく  
調査を同じ事件についてもさせたよう  
な次第であります。それより前にさか  
のぼるお話になります、総選挙に際  
しまして、私は検察当局にも国警当局  
にも、従来そつういふことは無いが、世  
人はともすると、この両当局で件数の  
多いのが成績がいいといふふうになつ  
ておると思われやすいので、今度は特  
に件数主義といふことは一切放棄して  
もらいたいといふ訓示をばばくした  
ようなわけでございまして。選挙後、今  
のような次第で自殺者まで出ましたの  
喜んで外の社会からもいただいて、そ  
れをただちに手渡しておるといふよう  
なことをやつておるわけでございます。  
また先ほどお話がありましたように  
に、自白尊重の偏重といふことを避け  
まして、私は一々の選挙違反事犯に口  
を入れる権能を持つておりませんが、  
一般的指示として、そつういふ場合は傍  
証を固めるといふことも再三ならず私  
の見として通達しております。拷問

という事実はありませんでしたが、拷  
問はないから、検察当局はそれで安心  
していいんだという態度はとつてなら  
ないといふことも申ししたのでありま  
す。それは何ゆゑかと申しますと、た  
だいま岡原政府委員も触れたのであり  
ますが、大体地方の農村や小都会の人  
情にからんだ風習といふものが、なか  
なかこまやかといひますが、伝統的な  
ものでありまして、かたて加えて、選  
挙違反といふものは、本人だけで済ま  
ない。本人の供述いかんでは、いろいろ  
なる友人知己が連累するといふところ  
に人情がからんで来るのでありまし  
て、常識でいへば、留置されている間  
がつらくて、うちへ帰るときは、つら  
い世界から来る世界へ帰ると思ひやす  
いのであります。選挙違反事件に関  
しては、つらいところから別個の種類  
のつらいところへもどるのでありまし  
て、そのため思ひ余つて自殺したと  
か、従つて検察当局でも、つらいとこ  
ろへ帰つて行くんだといふ気持になつ  
ておるといふことが、それが  
拷問でなくても、ちよつとした片言隻  
語がす鉄人を刺して、なお思ひ詰めて  
自殺の縁になるといふことがあつては  
ならないといふことで、このたび、今月  
の十一、十二日に行われまして全国次  
席検事会同でも、この点に触れたよう  
な次第でございます。多くの事件の中  
には、あるいは行き過ぎや何かがある  
んではないかと非常に配慮してござい  
まして、極力各事件の真相を集めてお  
る次第でございます。

○佐瀬委員 最後に一点だけお尋ねい  
たしたいのですが、国家治安の確保も  
とより重要であり、また同時に民主主  
義制度の確立の上において、個人の基  
本的な人権の尊重もとより重要でありま  
す。われは國家の最高の権力機関  
として、この二つの要請の上に立つ  
て、あらゆる法案の審議あるいは制度  
の運用について厳密な批判を持つて臨  
まなげやならぬのであります。さよう  
な意味において、今回超党派にこの  
問題を取上げたわけでありまして。最後  
に犬養法務大臣に伺つておきたいの  
は、以上のような顧慮の上に立つて、私  
どもは刑事訴訟法の改正も考へなけれ  
ばならぬと考へておるのであります  
が、刑事訴訟法の改正に對する法務当  
局の御方針をこの際伺ひたい、かよう  
に考へます。

○犬養國務大臣 刑事訴訟法は、でき  
得る限り早い時期に提出いたしまして  
御審議を願ひたいと、今法案の最終の  
整理中でございます。その目途とする  
ところは、今日本委員会である、御  
論議になり御注意のあつた点を、ほと  
んどことごとく頭において考へてお  
るような次第でございますので、御了承  
願ひたいと思ひます。

○吉田(宏)委員 関連して齋藤さん  
にお尋ねしたいのですが、お考へだけ  
けつこうです。やはり人権蹂躪に関連  
することですが、先ほどの佐瀬委員の  
百九十三條の質問に關する齋藤さんの  
御答弁を聞いておると、検事の権限を  
少し回避されるようにも受取れるし、  
それから聞き苦しかつたことは、どう  
せ警察が捜査をやつても、起訴不起訴  
は検察庁でやるのであるから、従つて  
警察の方では一生懸命にやるんだ、面  
目上も一生懸命やらなければならぬ、  
こつういふことをおつしやつておつたよ  
うです。そこに私は非常な心配を感じ  
る。一体人権蹂躪といふ問題は、旧刑

事訴訟法時代でもどこに人権蹂躪がい  
つも行われるかといふと、それは検事  
の捜査でなくして、やはり警察の捜査  
なんです。そこが今までは私は比較す  
ると非常に多いことだ、こつう思つてお  
ります。ところが齋藤さんのおつしや  
ることを聞くと、やはり面目上でも一  
生懸命やる、捜査を一生懸命やること  
はまことにけつこうですが、そのため  
に行き過ぎがある。そのため人権蹂  
躪が起つて来るといふことを私は非常  
に懸念をするのであります。なお犬養法務大  
臣のお言葉にも出ておつたやうです  
が、結局起訴権は検察官にあるのだ、こ  
ういふことをおつしやつておつた。で  
ありますから、これはどうせ刑事訴  
訟法の改正問題が提案されるときに問  
題になると思ひますが、結局逮捕状に  
も関係することですけれども、一応被  
疑者をつかまへておつしやつた法務大臣の  
言葉をかりれば、結局す鉄人を刺すよ  
うなこと、これはどこに行われるかと  
いふと、冷たいところにもち込んだ瞬  
間から、いわゆる警察官の動作、言語、  
これがもういなかの正直なる人たちに  
は一言にして實際胸を刺すやうなこと  
が行われつた、こつう思つたので  
ありますから、私はやはり百九十三  
條の問題にもからります、國家  
警察の總元締めである齋藤さんがおつ  
しやつたその面目に關するから一生懸  
命やるのだ、やることまでいいが、  
それから先に対して長官は御考慮をど  
ういふふうにお持ちしておられるのか、  
その点をひとつ伺つてみたい。

○齋藤(孝)政府委員 私の先ほどの答  
弁が不十分でありましたので誤解をお  
与へしたのじやないかと思ひますが、  
私の申しましたのは、検事が起訴、不

事訴訟法時代でもどこに人権蹂躪がい  
つも行われるかといふと、それは検事  
の捜査でなくして、やはり警察の捜査  
なんです。そこが今までは私は比較す  
ると非常に多いことだ、こつう思つてお  
ります。ところが齋藤さんのおつしや  
ることを聞くと、やはり面目上でも一  
生懸命やる、捜査を一生懸命やること  
はまことにけつこうですが、そのため  
に行き過ぎがある。そのため人権蹂  
躪が起つて来るといふことを私は非常  
に懸念をするのであります。なお犬養法務大  
臣のお言葉にも出ておつたやうです  
が、結局起訴権は検察官にあるのだ、こ  
ういふことをおつしやつておつた。で  
ありますから、これはどうせ刑事訴  
訟法の改正問題が提案されるときに問  
題になると思ひますが、結局逮捕状に  
も関係することですけれども、一応被  
疑者をつかまへておつしやつた法務大臣の  
言葉をかりれば、結局す鉄人を刺すよ  
うなこと、これはどこに行われるかと  
いふと、冷たいところにもち込んだ瞬  
間から、いわゆる警察官の動作、言語、  
これがもういなかの正直なる人たちに  
は一言にして實際胸を刺すやうなこと  
が行われつた、こつう思つたので  
ありますから、私はやはり百九十三  
條の問題にもからります、國家  
警察の總元締めである齋藤さんがおつ  
しやつたその面目に關するから一生懸  
命やるのだ、やることまでいいが、  
それから先に対して長官は御考慮をど  
ういふふうにお持ちしておられるのか、  
その点をひとつ伺つてみたい。



起訴の権限を持つておられる。従つて警察として初めから法律上問題にならぬ、これは起訴のできないような法律的内容のものだといふものを一生懸命捜査をして、そうして不起訴になるというふうなことは、これは申訳のない次第でありますから、そういうことのないように、そういう心配のある際は、検事とできるだけ連絡をとつて、この事件が刑に触れる、そういう法律内容を持つたものだといふことをよく連絡をして、確かめた上でやるということをおし上げたのであります。われわれの方といたしまして、絶えず言つておきますのは、一たび犯罪ありと恩料して捜査を始めた、ことに強制逮捕に至つたという場合に、まだ証拠が十分だからとこまでもあれもこれもと警察に調べをするといふことは最もいかぬことであり、また最もやりやすいことである、このことは絶えず私は戒めておるのであります。捜査には見込み違いといふのがありますから、当初手をつけて見なければ、これはどうも確実な証拠がないといふ見通しがつくならば、早くその捜査を打切るべしといふことを私は強く申しておるのであります。幸い検事と警察と別建になつておられますから、そこはまた検事の方でも十分判断をしておられる。警察の持時間で調べて十分あらぬといふ際に、検事の持時間になつて、検事はこの事件はもう証拠が十分あらぬといふから打切るといふまた独自の判断をそこに与えてありますので、この立て方は非常によろしいと私は考えておるのであります。たとえば令状請求の際に検事の承認を得る、あるいは同意を得る当初から、検事がその事件に入つてお

りますと、かえつて——一たび自分が、たとえば令状の発行について承認を与えたということになりますと、途中でこの事件を打切るということとは非常に言いにくいだろうと思つておられます。さういふ面からも、私は今の法の立て方が、事件の途中でこれは事件にならぬといふものも早く打切るのに都合がいい。人権の保障もそれによつて得られる、かように私は思つておられます。先ほどの申し上げようは不十分でありましたから、ここに補足して申し上げておきます。

○吉田(安)委員 私に平素障害に關して一番心配することは、やはりそのこととです。人権保護が起るの何として警察である。しかし幸いに國警長官がさういふ御意見であることは私も当然わかつておるのであります。その点はなお一層御注意を願ひたいと思つておられます。ことに少年犯罪なんかについても、地方ではやはり刑事部長のごときものがいたすにこれはいつまでもぶち込んで調べておる。そのために、取返しのつかないような結果を招来する。現にさまざましい事件もあるわけでありまして、これは非常に注意を要する点ではないかと思つておられます。先ほどの質疑応答の際にもつと私氣になりましたから、お尋ねしたような次第であります。

○小林委員 中村高一君。  
○中村(高)委員 選挙違反に關係して、人権保護の問題についていろいろ調査をせられた資料が手元に来ておりますが、その中で福永官房長官の關係をいたしておられます浦和警察の人権問題につきまして、この報告書によりますと、何ら人権保護の違反の事実

はないといふような回答でありました。私も先日社会党の方から調査に行けといふので浦和に参り相当詳細に調査をいたして参りました。私自身としての調査もいろいろいたして参りましたので、いづれまた近いうちこの委員会で福永官房長官を呼んでいただいて開きたいと思つておられますが、福永官房長官は、その当時人権保護で往來を歩かせたといふこと、それから小学校の前をさういふ状況で歩かせたといふようなことは、はなはだ不都合だといふことで憤慨をいたしました新聞記事が当時出ておりましたので、事重大だと思つて、われも調査をいたしたのであります。この人権保護局あるいは國警でありました報告によると、さういふ事実はないといふこととありますが、法務大臣はこの人権保護局の調査あるいは國家警察の調査といふものを正しいものであるとお考えになりますかどうか。まずその点をお答え願ひたいと思つておられます。

○犬養國務大臣 浦和の福永君の關係の選挙違反事件につきまして、國警、人権保護局それから詳細な報告を求めたり、なお私自身ももう少し不十分と思つておられるに詳細な報告を求め参りましたが、大体構問といふようなものはなかつたといふふうに私は認めておられます。また人権保護といふ言葉に當てはまるものはない、こゝろいふふうに考へておられます。手録を始めて歩かせたといふことは、人権保護局の報告にもございませぬ。たゞ、小学校の前を通らせたことがあるかどうかは、いま一応念のために調査をさら

しておられます。

○中村(高)委員 警察あるいは檢察庁では手録をはめたといふような事実はないといつてをりますし、それからこの報告書にありまされるように、警察から檢察庁の間には学校も事案ないのであります。ですから学校の前を通るといふことがありようははずはないのであります。これはわれも調べたのとほとんど違ひがないようであります。しかも官房長官からあいつが、事官房長官の選挙違反の問題で人権保護だといふようなことで新聞にでかく出ておりましたので、われわれが警察署長その他取調べに當つた者やあるいは檢察官に聞いてみますると非常に憤慨しておるのであります。まづたたく事実相違のことを官房長官たる者が天下に発表するといふようなことはどうも不都合だといふような意味のことを漏らしておりました。もしさういふ事実がなくて官房長官があいつを言つたといふことにならば、官房長官のうそだといふことにならぬのであります。ほかの人ならば別であります。いやくも官房長官たる地位にある人が、警察あるいは檢察官が人権保護を犯したといふようなことに対し事実相違でありましたならば、法務大臣としてどんな方法をおとりにいたしますか、あらかじめお聞きをいたしたいと思つておられます。

○犬養國務大臣 福永官房長官がどういふことから人権保護の事実があると言われたか詳細には存じませんが、大體法務大臣をやつておられますと選挙違反でいろいろ陳情があります。これはさつぱらんなお話ですが、やつて来る人が非常に興奮しまして、いろ／＼

ひどい目にあつたといふので、それはお気の毒であるからよく調べるという、本人はさう思ひ込んでおるが事実はさうでない場合がざいぶんある。けれども本人がまさかそれを言つつもりで来ておるわけでもない。結局当事者の興奮しておるときは考え方というものは、十分尊重はしますが、再調査の必要があるといふ体験をいたしたわけでありまして、おそれなく福永官房長官も、ふだんから自分と政治行動をとるにしておる人が、非常に顔色も悪くなつてやつて来てこゝろい目にあつたといへば、人情ゆたかな人ならば、一応興奮するのわからないとはわかる。しかし法務大臣としましては、その気持はわかつても、その事実があるかないかは厳正に調べる。調べた結果がどうも人権保護もなかつた、これは檢察当局や國警当局の責任者としてまことにほつとした気持になつておるのであります。この福永官房長官をどうするかといふふうに詰り寄られるとちよつと私も困るのであります。私の役目として、さういふことがなかつたといふことを冷静にえこひきなして調べて発表する、こゝろい役目で今までやつて来たわけでありまして。

○中村(高)委員 もう相当に人権保護局でも國警でも調べているのですから、これ以上あなたの方で調べる方法もないと思つておられますが、こゝろいふことはいつまでも長く未調査だといふようなことをしないで、事実がないならばないといつて、あなたはあなたの立場から明確にいたした方が、直接調べに當つた警察官やあるいは檢察官としてははつきりすることだと思つておられます。もう少し調べるという

ようなことをせずに、現在の状況においてもうそういう事実がないならばないとはつきりした方がよいと思いが、いかがでしょう。

○犬養國務大臣 この先だらく調べる気は毛頭ございません。あれで一応調査は終了したと思っております。ただ、ときたまこういふことがあつたはずだといふようなことを言つて来ますと、いやしくも事人権に閉じますので、大体調査が済んでも念のためにもう一度調べておいてくれといふことは言つておきます。ただいまのところ人権擁護局、検察庁、國警の報告が私に偽りを言つておるという印象を受けたことは一度もございません。

○中村(高)委員 これはいづれまた福永官房長官にも適当な機会に聞いた方がよいと思つておきますから一応別として、もう一つ法務大臣にお尋ねをいたしておきたいのでありますが、これも私の方の覚から調査を命ぜられて数回調査をいたしておるのでありますけれども、岡崎外務大臣の選挙違反の問題が、この前の選挙違反が出ましたときに国会でも非常に問題になつたのであります。あのときの支出の責任者であります藤沢の市会議員でありました金子という人が、昨年十月の選挙以来今日までいまだに検挙せられておられないのであります。県の警察部にもわれわれの方からも調査に参つたのであります。あの金子さんという人は藤沢でも有名で、市会議員であり、その兄さんは藤沢の市長までやつておる人でありまして、どうも今日でもいまだに行方不明だといふことが皆納得がいかなのであります。一体國警などではこの捜査に万全を期しておるかどう

か、この点をひとつはつきりお答えを願いたいと思つておられます。

○藤澤(昇)政府委員 昨年の十月選挙の際の選挙違反の關係で、逮捕令状は出ましてもまだ逮捕に至らない人がほかに相当ございます。これはまことに申訳ない次第だと存じておられますが、われも警察といたしましては、國警、自警十分な連絡のもとに、それらの人たちが大体どこへ立ちまわられるであろうかといふその先でありまして、できるだけの方法をとつて調査をいたしておるのであります。決してなほざりにいたしておる次第ではございません。先ほども申しましたように、まだ若干そういう未逮捕の方がおられます。この上とも捜査は續けて参りたいと思つておきます。

○中村(高)委員 十分な調査をして今長官は言われたのであります。私は眞の警察部にも行つて調べてみたのでありますけれども、今年一月一日に元日だから多分帰るのだからといふので大勢でやつてみた、それきりあとやつたといふ事実はないのです。昨年十月、その当時に調べたかもしれませんが、それから今日まで元日の朝一べんしか調べていないので、どうしてそれが万全を期したといえましようか。もう少し明確にお答えを願いたいと思つておきます。

てその氣配があればすぐ連絡をし、また逮捕に向う、かようにいたしておるのであります。元日の朝云々は、おそらく十中八、九そに帰つておられるであろうといふのでいたしたと思つておられます。ここに確實に帰つておられるといふ聞込みは、まだどこからも参りません。全国の國警、たとえは神奈川の國警が刑事を派し絶えず見張つておるというわけには参りませんので、やむなく關係の署の協力を得るといふ態勢でいたしておるのであります。なお全國の警察の協力を求めるようにいたしたいと思つておきます。

○中村(高)委員 次会までにもう少し詳細に、どういふ方法で調べておるかという報告を願いたいと思つておきます。これは別の問題で、一般的なことではあります。選挙違反の事件は百日以内に審理するように一応規定されておるのであります。百日以内に審理するの事件はほとんどないのではありません。これは死文でありまして、こういうふうなことに実行できないような規定を置いておいて、百日以内に終つておることは、今では何の意味かわからぬのでありますけれども、この規定を政府はどういふふうにお考えになつて、またこれに對して改正でもしようといふようなお考えがあるかどうか伺つておきたいと思つておきます。

○岡原政府委員 たいにお話のように、公職選挙法が昨年改正になりました。二百五十三條の二といふのが追加になりました。御指摘のような、百日以内に裁判をするように努めな

ればいかぬといふ条文が入つたわけでございます。ただこの事件の種類といふことは、当選人に係る本章に掲げる罪、それから詳しく幾つかの条文が引いてございますが、その次は、選挙運動を総括主宰した者に係る第二百一十一條その他の罪、または出納責任者に係る第二百四十七條の罪といふことに限定してあります。その候補者本人、それから総括主宰者、出納責任者といふような選挙のおもたつた人たち、そしてそれらが候補者の選挙の地位、議員の地位に影響を及ぼすような犯罪事実、まよなものにつきましてはすみやかに訴訟關係を確定いたさせておきます。つまりいつまでも選挙の違反が刑事事件として残つておるために、それに基く地位の喪失あるのかされないのであるといふのが不安定な状況であるから、これをすみやかに確定するといふような趣旨に出たものと解釈しておるのであります。これは例の行政訴訟についての規定にも対応し、なるべく早く事を確定したいといふ趣旨に間違いないのでございまして、さて具体的に裁判所にこの刑事事件がかかりました場合に、裁判所としてもこの精神にのつとつてやることは事実やつておきます。ただこの規定自体に「訴訟の判決は、事件を受理した日から百日以内にこれをするように努めなければならない」といふような、ややゆとりのある言葉を使つてございまして、事がその候補者の重大な身分に影響する訴訟事件でござい

ますので、さよな百日といつたような制限からして、重大な事件をあまり慎重に審理せずして判決を下すといふうなことがあつてはならぬといふ配慮から、かようなやゆとりのある言葉が使われておるのではないかと存じます。先般裁判所におきまして、刑事裁判官の實務会同がございました。この二百五十三條の二の点について、論議がございまして、この精神にのつとつてなるべく早くやるようにといふ指示もなされ、協議もあつたように聞いておる次第でございます。

なお、この二百五十三條の二には「前項の訴訟については、裁判所は、特別の事情がある場合の外は、他の訴訟の順序にかかわらず速かにその裁判をしなければならない」とあつて、他の裁判に優先してこれを入れる、期日の指定も早くやるといふようなことを事実やつておるのでございまして、ただその運用の面におきまして、御指摘のよう、具体的にこの精神に合致しないような結果になつておるのであることは事実でございます。この点は私どもとしても、その立法趣旨から考えてまことに遺憾に存するところでございます。裁判所にもただいまの御質疑の趣は十分お伝えしたいと思つておる次第でございます。

○中村(高)委員 この程度で一応私の質問は終ります。

○小林委員 ほかにお尋ねはありますか。御発言がなければ、本日はこの程度にとどめておきます。次会は公報をもつてお知らせするのと、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十七分散会